



各 位

上場会社名 株 式 会 社 な と り 代 表 者 代表取締役会長兼社長 名取三郎 (コード番号 2922) 問合せ先責任者 経理部長兼経営企画部長 安宅 茂 (TEL. 03-5390-8111)

「内部統制システム構築の基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、平成27年5月8日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の内容の 改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社及び当社の子会社の経営理念は「自由闊達にして公正で節度ある企業活動により、食文化の創造と発展を通して、顧客満足・株主還元・社会貢献の実現を図り、社会的に価値ある企業として、この会社に係わるすべての人が誇りを持てる会社を目指す」であります。

この経営理念に基づき、経営の透明性確保と遵法かつ合理的・効率的な職務の執行を基本とし、 当社が公表する財務報告の信頼性を確保する体制を維持するため、取締役会において「内部統制シ ステム構築の基本方針」を制定し、経営品質の向上と企業価値の増大による持続的成長を目指し、 内部統制システムのより一層の整備とその運用に取組んでおります。

## 内部統制システム構築の基本方針

- 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 役員体制の現状については、牽制機能の発揮等を期待して、取締役には当社と利害関係を有しない専門家である社外取締役が就任し、監査役には法律・会計等の専門家である社外監査役が就任している。このようなガバナンス体制の下に、当社及び当社子会社(以下、当社グループという。) の業務全般に亘りコンプライアンスを基本とした執行を推進する。
- (2) 総務部は、企業行動規範、役員・社員行動規範の見直し、コンプライアンス推進計画の策定、 諸研修の実施等当社グループ全体のコンプライアンスを所管する。
- (3) コンプライアンス委員会は、当社グループの各部門にコンプライアンスオフィサーを設置し、 行動規範遵守に関する全社方針の策定・見直し、違反事例発生時の原因究明、再発防止策の決 定等、コンプライアンス体制の維持向上を推進する。
- (4) 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制を維持する。

- (5) 反社会的勢力との関係を一切持たない。これを役員・社員行動規範において、当社グループ全 社員に徹底する。
- (6) 報告相談窓口(ヘルプライン)を設置し、情報の確保を図ると共に、当社グループの役員・社員の相談及び通報に適切に対応する。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、取締役会で承認された文書取扱規定、文書保存規定、並びにコンピュータ管理規定等に従い、文書又は電磁的に記録し保存する。
- (2) 取締役及び監査役は、これらの文書等を必要に応じ閲覧できるものとする。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1)総務部は、「リスク管理に関する基本準則」を常に見直し、その対象であるリスク及びコンプライアンスを、当社グループ全社レベルにて所管する。
- (2) 当社グループ各社、各部門所管業務に付随するビジネス・リスクに関しては、その管理は各々の担当部門が行う。
- (3) リスク管理委員会は、リスク対応能力の向上を図るために、当社グループ各社で管理するビジネスリスクを取り纏め、リスクの重要性、緊急性に応じた管理・対応を行う。
- (4) リスク管理委員会の小委員会として品質管理委員会及び情報セキュリティ委員会を設置する。 品質管理委員会は、当社グループ全社及び協力会社の品質に関するリスク管理を行う。また、 情報セキュリティ委員会は、情報資産の適正な管理体制を構築・維持し、継続的改善を行う。
- (5)(1)及び(2)のモニタリングは経営監査部が担当する。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1)毎月1回の定例取締役会及び必要に応じ随時の取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督を行う。
- (2) 各部門の定量、定性両面からのコミットメントをベースとした予算・実績管理を強化すると共に、適時に取締役会に報告する。
- 5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (1)経営理念、行動規範等は当社グループ共通であり、グループ一体として業務の適正確保に努める。
- (2) 当社子会社の運営管理については、関係会社管理規定において各子会社の当社所轄部門を定め、 子会社各社の役員を兼任する当社の役員を中心に各社の運営を監督する。
- (3) 当社子会社各社の業務の執行の状況について、定期的に当社取締役会等に報告する。
- (4) 内部統制についてその有用性を自ら評価し、不備があれば迅速に是正する。
- (5) 経営監査部は、当社グループ全社の業務監査を担当する。
- 6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
- (1) 監査役又は監査役会(以下、監査役という。)の職務の補助の主担当部署は、経営監査部とする。

- (2) 監査役は、経営監査部員以外の使用人を必要に応じ、監査業務を補助する者として指名することができる。
- (3) 監査役の求めに応じ指名された使用人は、監査役の指揮の下に監査業務に必要な職務を行う。

## 7. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 前項の監査役の指揮の下に監査業務に必要な職務を行う社員は、その職務に関して、監査役以 外の者の指揮命令は受けないものとする。(取締役以下その使用人の属する組織の上長等の指 揮命令を受けない。)
- 8. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 当社グループ各社の取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ該当する事項について、監査役に報告を行うものとする。
- (2) 取締役及び使用人は、上記のほか、当社グループにおいてコンプライアンス違反事項等を認識 した場合、速やかに監査役に報告を行うものとする。監査役は意見を述べるとともに改善策の 策定を求めることができる。
- (3) 当社グループの企業行動規範、役員・社員行動規範、報告相談窓口(ヘルプライン)において、 内部通報を行ったことにより処遇面で不利益を受けたり報復行為を受けたりすることが無い ことを明記している。
- (4)経営監査部は、当社グループで実施した業務監査結果について監査役に随時報告を行い、また 適時に連絡会を開催し意見交換を行う。
- 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1)監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会や執行役員会のほか必要に応じ、当社グループ内の全ての会議に出席できるものとする。
- (2) 監査役は、稟議書や社内会議議事録を閲覧し必要に応じ、取締役又は使用人にその説明を求めることができる。
- (3) 監査役は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため必要に応じ、弁護士・公認会計士・ 税理士等の専門家に意見を求めることができ、監査に要した費用、債務の処理等の一切を会社 に求めることができる。会社は、真に監査役の監査の実施に必要でないと認められるときを除 き、これを拒否することはできない。
- (4) 監査役は、代表取締役社長、会計監査人と適時に意見交換を行う。